

奈良県告示第三百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県環境森林部水・大気環境課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境部環境政策課（橿原市八木町一丁目一―一八）において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

奈良県知事 山下 真

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
株式会社ジェイテクト奈良工場 工場長 甲斐 哲治  
橿原市十市町三三三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ジェイテクト奈良工場  
橿原市十市町三三三
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理設一基
特定施設の能力	二五〇台／日
特定施設の工事着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の工事完成予定年月日	着工後直ちに
特定施設の使用開始予定年月日	工事完了後直ちに

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一日	の値							項目	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	特定施設の稼働時間間隔及び一日当たりの稼働時間										
	特汚	定染	施状	設態	かの	ら通	排常				出の	さ値	れ及	るび	汚最	水大	等の			
五	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 mg/L）	りん含有量（単位 mg/L）	窒素含有量（単位 mg/L）												化学的酸素要求量（COD）（単位 mg/L）	生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg/L）	水素イオン濃度（水素指数）	通常	なし	生産状況で変化 最大二十四時間
	四六〇	〇・〇三	一一〇												六二〇	九九〇	八・五	最大		

当たりの通常量及び最大量(単位  
m<sup>3</sup>)

五 汚水等の処理方法に関する事項

汚水等の処理方法	処理施設の能力					処理施設の構造					処理施設の種類
	F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	
廃液濃縮処理	二一〇m <sup>3</sup> /日	二一〇m <sup>3</sup> /日	二一〇m <sup>3</sup> /日	五m <sup>3</sup> /日	五m <sup>3</sup> /日	FRP製	FRP製	RC造	SUS三〇四ユニット	SUS三〇四ユニット	D施設」、「E施設」及び「F施設」という。 廃液濃縮処理施設、凝縮水水処理施設、合併処理浄化槽、活性炭濾過装置及び消毒槽(以下「B施設」、「C施設」、「D施設」)

--	--

処理施設の使用開	処理施設の工事完 成予定年月日					処理施設の工事着 手予定年月日									
	B施設	F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	F施設	E施設	D施設	C施設
既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設	既設		活性炭接触法	生物処理方式	凝集剤添加及び活性炭処理

始年月日

F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	項目		季節的変動がある場合) 季節的変動の概要 (使用に 季節的変動がある場合)	処理施設の使用時間間隔及 び一日当たりの使用時間	始年月日			
									F施設	E施設	D施設	C施設
									既設	既設	既設	既設
		七・二	/	/	通常	処 理 前	なし (全ての施設)	連続使用 (全ての施設) 一日当たり二十四時間使用 (全ての施設)	既設	既設	既設	既設
		七・五	/	/	最大	処 理 前						
五・八 〓八	五・八 〓六	・六 五・八 〓八	七・九	八・五	通常	処 理 後						
五・八 〓八	・六 五・八 〓八	・六 五・八 〓八	/	/	最大	処 理 後						

水素イオン  
濃度 (水素  
指数)

項目

処  
理  
前

処  
理  
後

F施設

E施設

D施設

C施設

既設

既設

既設

既設

通常

最大

通常

最大

七・二

七・五

・六  
五・八  
〓八

・六  
五・八  
〓八

七・九

八・五

の 処 理 施 設 態 によ 通 る 常 処 の 理 値 前 及 び 最 大 理 の 後 値 の														
浮遊物質 量 (SS) (単位 mg/L)				化学的酸素 要求量(COD) (単位 mg/L)					生物化学的 酸素要求量 (BOD) (単位 mg/L)					
E施設	D施設	C施設	B施設	F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	
/	五六	/	/	/	/	七六	/	/	/	/	一一〇	/	/	
/	一九〇	/	/	/	/	一五〇	/	/	/	/	一七〇	/	/	
五	五	/	/	八	八	八	一七	六二〇	二・二	二・二	二・二	五一	九九〇	・六
一〇	一〇	/	/	一三	一三	一三	/	/	一〇	一〇	一〇	/	/	・六

汚水等

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg) / L)				りん含有量 (単位 mg) / L)					窒素含有量 (単位 mg) / L)					
E施設	D施設	C施設	B施設	F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	F施設
/	/	/	/	/	/	四・四	/	/	/	/	七三	/	/	/
/	/	/	/	/	/	六・九	/	/	/	/	九八	/	/	/
/	/	〇・五	四六〇	〇・五	〇・五	〇・五	〇・四四	〇・〇三	一〇	一〇	一〇	四四	一一〇	五
/	/	/	/	一	一	一	/	/	一五	一五	一五	/	/	一〇

水の汚濁状態				項目
浮遊物質 量 (SS) (単位 mg/L)	化学的酸素 要求量 (COD) (単位 mg/L)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (単位 mg/L)	水素イオン濃度 (水素指数)	
五	八	二・二	五・八〇八・六	通常
一〇	一三	一〇	五・八〇八・六	最大

六 排出水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量 (単位 m³)					
F施設	E施設	D施設	C施設	B施設	F施設
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	/
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	/
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	/
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	/



排出水の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	排出		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/L)	りん含有量(単位 mg/L)	窒素含有量(単位 mg/L)
一六〇		〇・五	一〇
一六〇		一	一五